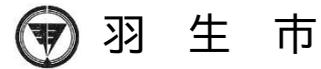


---

## 職員の懲戒処分について

---



1 処分内容 懲戒処分 減給10分の1（6か月）

2 処分年月日 令和8年2月3日

3 所属名 総務部地域振興課

4 職名 主事補

5 年齢 23歳

### 6 事件の概要

当該職員は、令和7年5月13日、自身が担当していた交通安全団体の通帳から299,000円をATM操作により誤って引き出しました。本来であれば、速やかに返還処理を行うべきところ、心理的な困惑から上司への報告を躊躇し、自身の口座に入れ、保管しておりました。

同11月4日に本人から報告を受けた後、調査を行った結果、当該金額全額はそのまま保管されており、この間私的な流用の事実は一切認められませんでした。なお、当該職員が保管していた現金は全額返還されております。

### 7 処分の理由

団体金の不適切な取扱い及び報告義務を怠った行為は、私的流用はなかったとしても、羽生市職員としての信用を失墜させるものであることから、厳正に処分を決定しました。

### 8 今後の対応

全職員が公務員倫理を深く自覚し、事務手続の厳格化とチェック体制の強化を図ることで、全庁を挙げて再発防止と綱紀粛正に徹底して取り組んでまいります。

### 9 問合せ先

総務課 佐藤 電話 048-561-1121（内線230）